地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成 24 年 11 月 16 日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
千葉県鎌ヶ谷市中沢字猿根台1337番４ 畑　1,024㎡	田中脩太郎 東京都港区芝西久保廣町29	公共利用計画あり
東京都練馬区西大泉五丁目1126番４ 畑　655㎡	田中　半造 東京都練馬区西大泉町991番地	公共利用計画あり
東京都練馬区西大泉五丁目1126番110 畑　34㎡		

公　　示　　送　　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
北海道函館市上湯川町２―35―304	秋田谷　忠	特願2002―185028	年金補充指令
東京都文京区向丘１丁目３番１号　404号室	株式会社オープンナレッジ	特願2006―276202	手続却下の処分
東京都墨田区立花２―７―12	田澤　吉美	特願2009―529960	拒絶理由通知書
宮城県仙台市青葉区国見６丁目17―11　コーポ雷103号	松木　義則	特願2010―79338	通知書
大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁25番８号　ハイツミタニ201	木村　満夫	特願2011―98731	出願却下の処分
福岡県福岡市南区井尻３丁目22番12号	永松　徳文	ＰＣＴ／ＪＰ2010／52871	〃
神奈川県相模原市緑区西橋本２―15―３　ゼフィランサス橋本101	森　　拓真	特願2012―13510	補正指令書
〃	〃	特願2012―13510	〃
埼玉県所沢市緑町１丁目６番14―107号	今井　修一	特願2012―146044	〃
東京都渋谷区代々木１―58―２　アクシア代々木403	高橋　宏行	実願2012―1447	〃
東京都墨田区両国２―16―５　オーソン両国301	片岡　暁伸	商願2011―34064	出願却下の処分
〃	〃	商願2011―35733	〃
東京都足立区保木間２―２―１オオサキ801号	何　　斌	商願2011―57846	〃
愛媛県松山市南久米町445番６号	伊賀上定彦	商願2011―75067	拒絶査定の謄本
石川県金沢市増泉３丁目９番11号	今村　幸夫	商願2011―80880	出願却下の処分
アメリカ合衆国　カルフォルニア州　サンタ　クララ　サントマス　エクスプレスウェー　2880	テロス　インコーポレーテッド	取消2012―300203	審判請求書副本
スイス国　ツエーハー　8708　メネドルフ　アウセルフエルト　411	ツエルベルス　アクチエンゲゼルシヤフト	取消2012―300486	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 24 年 11 月 16 日

特 許 庁 長 官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 16 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年10月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中舘建設　中舘　　眞　岩手県二戸市堀野字馬場50　国土交通大臣（般―23）第8325号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 16 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年10月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日神建設株式会社　山田　武美　宮城県仙台市青葉区本町１―13―22　国土交通大臣（特―22）第18673号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年10月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 16 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年10月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ばんだい東洋建設株式会社　相原　清司　福島県会津若松市門田町大字面川字根岸555　国土交通大臣（特―19）第15003号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年10月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７１１７９号

東京都中央区佃２丁目10番９―2602号
申立人　澄川　洋子
本籍東京都葛飾区西亀有１丁目37番地、最後の住所東京都江東区住吉１丁目17番11号　あそか園、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日平成24年６月12日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和22年４月１日、職業無職
被相続人　亡　端山　芳生
事務所東京都千代田区九段北４―３―20九段フラワーホーム６階603号室
相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１１９９号

東京都台東区台東２丁目８番２号
申立人　朝日信用金庫
本籍福岡県福岡市博多区上呉服町605番地、最後の住所東京都新宿区北町41番地８、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成23年８月１日頃、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和12年３月10日、職業会社役員
被相続人　亡　天久　耕吉
事務所東京都千代田区内幸町２丁目２番２号富国生命ビル17階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓　島田）

東京家庭裁判所